

生食監発0421第1号  
平成29年4月21日

各 検 疫 所 長 殿

医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部監視安全課長  
(公 印 省 略)

オランダから輸入される牛肉等の取扱いについて

標記については、「オランダから輸入される牛肉等の取扱いについて」（平成25年2月1日付け食安監発0201第6号（最終改正：平成27年6月23日付け食安監発0623第5号））により取り扱っているところです。

今般、東京検疫所川崎検疫所支所において、Ekro B. V.（施設番号 9）で処理された貨物（牛舌）を検査したところ、輸入条件である扁桃の除去が不十分であることが確認されました。

現在、オランダ側に詳細な調査を要請しているところであり、別途通知するまでは、当該施設で処理された貨物について、輸入手続を保留の上、届出があった場合には、検疫所業務管理室を通じ当課まで連絡するようお願いいたします。